

湯前町地域おこし協力隊募集要項（会計年度任用職員）

湯前（ゆのまえ）町は熊本県の南部に位置し、九州山地等の山々に囲まれ、日本三大急流の球磨（くま）川が流れる自然豊かなまちです。人口はおよそ 3,300 人で、各種機能が集積しているコンパクトなまちでもあります。

本町は、基幹産業の農林業をはじめ、商工業への支援や創業の促進などによって地域の産業力の向上を図りながら、町民が安心して働けるよう雇用環境の整備に取り組んでいます。また、豊かな地域資源を活用し、本町独自の魅力づくりを行い、その魅力を町内外に積極的に発信することで、人の流れとまちのにぎわいを創出することにも取り組んでいます。

この度本町では、まちの基幹産業でもある農業のさらなる振興のために従事いただく地域おこし協力隊を募集します。

1. 募集職種

湯前町地域おこし協力隊

2. 雇用形態

会計年度任用職員

3. 募集人数、活動内容等

農業振興に関する活動（1名）

「湯前町農業公社」での業務を基本活動とし、町の農業全般に係る振興事業に従事していただきます。

（活動内容）

①湯前町農業公社の運営及び事務補助
湯前町農業公社を拠点とした、農作業の作業受託や、農作物の栽培・管理・拡大に関する業務
②その他地域営農の推進に関する業務
ホームページやInstagramを中心としたSNSの更新・発信に関する業務

4. 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

※最長3年まで延長することができます。

※任用期間は原則上記の期間となりますが、着任時期等にご相談に応じることにも可能です。

5. 勤務地

湯前町役場及び湯前町農業公社

湯前町役場：熊本県球磨郡湯前町 1989 番地 1

(<https://www.town.yunomae.lg.jp/>)

湯前町農業公社：熊本県球磨郡湯前町 1706 番地 1

6. 募集対象（募集条件）

※次のすべての項目に該当する方が対象となります。

(1)年齢	応募日現在で概ね20歳以上の方
(2)性別	問いません
(3)住所	現在、三大都市圏(※1)又は都市地域(※2)等（過疎地域等条件不利地域指定の市町村以外(※3)）に居住し任用後に、住民票を湯前町に異動し移住できる方。
(4)必要資格	普通自動車運転免許
(5)スキル	パソコン（Word、Excel など）の一般的な操作

※1）三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県をいう。

※2）都市地域とは、「過疎、山村、離島、半島等の地域」（条件不利地域）に該当しない市町村をいう。

※3）過疎地域等条件不利地域指定の市町村とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法により指定された地域を有する市町村をいう。詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特交付税措置に係る地域要件確認表」をご覧ください。

※地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する方は申し込みできません。

○禁固刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの方。

○湯前町職員として懲戒免職の処分を受け、処分から2年を経過しない方。

○日本国憲法の施行の日以後、日本国憲法又は、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方。

★こんな方を歓迎しています

- 活動期間中、農業技術の習得に励み、将来的に就農を目指す意欲のある方。
- 日頃から SNS を活用しており、作業風景等を創意工夫しながら発信できる方。
- 集落になじむ意思があり、地域の活動やイベントに積極的に参加する等、住民とともに地域活性化に取り組む意欲のある方。

7. 待遇・福利厚生

勤務日	原則平日（月～金）
勤務日数	原則 8:30～16:30（うち昼食休憩 1 時間）※変動あり ※1 週間の勤務時間を 35 時間を上限 ※勤務時間超過分は、規定により別途支給
月給	最大 225,716 円 （共済掛金、社会保険料自己負担分を含む）
賞与	年 2 回（6 月、12 月）
保険関係	市町村職員共済、社会保険、雇用保険、市町村非常勤職員公務災害補償条例を適用
住居	町が住宅を探しますが、契約は個人名義となります。（家賃補助あり） ※実家の場合は例外です。 ※光熱費、生活必需品等は自己負担となります。

8. 応募の手続き

○ 募集期間

令和8年2月18日（水）～ 令和8年3月31日（水）

○ 提出書類

- ・ 湯前町地域おこし協力隊応募用紙
- ・ 住民票の写し
- ・ 運転免許証の写し

※応募用紙に必要事項を記載のうえ、湯前町役場企画観光課地域振興係まで、郵送もしくは持参して下さい。なお、応募用紙等はお返ししません。

※応募用紙は、町HPよりダウンロードしていただくか、役場までお問合せください。

9. 応募・問い合わせ先

〒868-0621

熊本県球磨郡湯前町1989番地1

湯前町役場 企画観光課 地域振興係

電話：0966-43-4129

FAX：0966-43-3013

E-mail：kikakushinkou@yunomae.kumamoto.jp

10. 選考方法（選考の流れ）

書類審査及び面接による選考を行います。

① 書類審査

書類審査のうえ、結果を速やかに文書で通知します。

② 面接選考

面接による審査を行います。詳細は個別に調整します。

選考結果（最終）は、面接後1週間を目途に文書で通知します。

※面接選考は基本対面での面接としますが、状況によっては、オンラインでの面接に変えさせていただきます。